

○湯河原町真鶴町衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例

昭和52年2月1日

条例第6号

改正 令和4年3月16日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し、必要な事項を定める。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となつた者は、宣誓書（別記様式）を提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、昭和52年2月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重しかつ擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

別記様式